

生保裁判連

第十六号 二〇〇一年十二月発行
 ○事務局 竹下法律事務所
 (〇七五一四一一一四四)



総会の様子は・

戦後第3の波と呼ばれる社会保障・生活保護裁判の中、さる9月16日、生活保護裁判連絡会の第7回総会・交流会が広島市内で開催されました。

昨年の東京での総会後、高訴訟の高裁勝利（重度障害者高さんの介護保障と心身障害者扶養共済年金の収入認定の是非を問う。地裁勝訴）に続く連続勝訴は生活保護裁判で初（大阪での生活保護申請権裁判での一审審勝訴（約1年間））にありました。

高裁勝利（重度障害者高さんの介護保障と心身障害者扶養共済年金の収入認定の是非を問う。地裁勝訴）に続く連続勝訴は生活保護裁判で初（大

すます明らかとなっています。

総会では、午前中の2001社

度にあらためて怒りがわいてきました。

午後からは、3分科会（①社会

「らい予防法」違憲国家賠償

裁判勝利判決を受けて

く人間の尊厳、偏見・差別の解消について、

長島愛生園 日野三郎

全面勝利判決

「らい予防法」違憲国家賠償請求

訴訟は、5月11日熊本地裁において、原告らの全面勝利判決が下され、5月23日には国側の控訴

断念により、約90年に及ぶ長い

強制隔離、患者撲滅政策を断罪、

「らい予防法」を明確に憲法違反とし、「厚生大臣が昭和35年以降平成8年の新法廃止まで隔離の必要性が失われたことに伴う隔離政策の抜本的な変換を怠つたこと及び国会議員が昭和40年以降平成8年的新法廃止まで新法の隔離規定を改廃しなかつた」立法不作為までも、「起算点となる『不法行為ノ時』を新法廃止時と解するのが相當時」を新法廃止時と解するのが相當時である」とする画期的な判決が確定した。

ハニセン病は、強烈な伝染病で

あるかのような誤った認識を与え、恐怖感を持たせる政策、「らい予防

増強させ、患者はもちろん家族に対しても白眼視する状態を生み出してきた。そのため患者は、家族とも絶縁し、強制収容、所内での強制労働、妊婦に対する墮胎、中絶など、人権蹂躪の政策が国民の目に、耳に触れさせない隔離された療養所内で平然として新憲法制定後も行われてきた。

闘いのうねりの中で提訴以来3年、入所者及び退所者の人間回復、人権尊重の必死の訴え、原告を支えてくれた弁護団、さらに多くの人たちの支援、国民の世論の高まりの中で、輝かしい勝利を勝ち取ることができ感謝しているところです。ただ、政府が控訴断面に当たり、「政府声明」として出されたものとして他の補償訴訟には、影

福祉事務所が保護申請書を渡さなかつたため生活保護申請が遅れたことの違法性を問う）などを受けました。

林訴訟は2月に残念ながら最高裁判の不当判決となりましたが、林さんが提起した保護行政の問題点（野宿者は入院中や施設入所中しか保護しない）は、現実の行政では改善される流れが作り出されており、負けたとはいえ林訴訟の意義がま

た過酷な人権侵害と、つい最近までそのことを放置してきた重い過去があらためて明らかとなり、集会が行われました。

集会の最後には、今回新たに生保裁判連の代表委員になられた井上英夫さん（金沢大学）から、「いま社会保障裁判は大きな高揚期にある。朝日訴訟が問うた『生存存』『最低生活』、堀木訴訟が問うた『平等』から今は『人間の尊厳と自己決定』となつており問われておられるテーマが

参加者の胸を打ちました。1907年らしい予防に関する件制定から約1世紀。歴史の重みとともに、歴史は確実に人権の尊重に向かって動いていくことがわかります。

また、この7月にいつせいに提起された、学生無年金訴訟原告のお母さんである鳥羽さんからの訴えも胸を打つものでした。任意加入という中途半端な制度の谷間での不合理を、国会決議も無視して一向に解決しようとしている国の態

わたり

7年らい予防に関する件制定から約1世紀。歴史の重みとともに、歴史は確実に人権の尊重に向かって動いていくことがわかります。

林訴訟は2月に残念ながら最高裁判の不当判決となりましたが、林さんが提起した保護行政の問題点（野宿者は入院中や施設入所中しか保護しない）は、現実の行政では改善される流れが作り出されており、負けたとはいえ林訴訟の意義がま

た過酷な人権侵害と、つい最近までそのことを放置してきた重い過去があらためて明らかとなり、集会が行われました。

集会の最後には、今回新たに生保裁判連の代表委員になられた井上英夫さん（金沢大学）から、「いま社会保障裁判は大きな高揚期にある。朝日訴訟が問うた『生存存』『最低生活』、堀木訴訟が問うた『平等』から今は『人間の尊厳と自己決定』となつており問われておられるテーマが

参加者の胸を打ちました。1907年らしい予防に関する件制定から約1世紀。歴史の重みとともに、歴史は確実に人権の尊重に向かって動いていくことがわかります。

また、この7月にいつせいに提起された、学生無年金訴訟原告のお母さんである鳥羽さんからの訴えも胸を打つものでした。任意加入という中途半端な制度の谷間での不合理を、国会決議も無視して一向に解決しようとしている国の態

わたり

7年らい予防に関する件制定から約1世紀。歴史の重みとともに、歴史は確実に人権の尊重に向

響されないことをあえて言及している。このことは控訴断念は、その判決が確定したことであり、それに対し、政府は確定判決に対し異議を唱えていることにもなる。司法権に対する干渉であり大きな問題を残しているといえる。

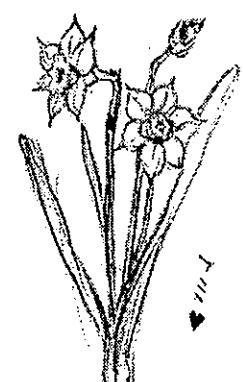
治る病気なのになぜ？

ハンセン病は、1950年代には新薬プロミンなどの開発により、完全に治る病気となり、1951年（昭和26年）に開催された日本らしい学会において、4年間の臨床治療、病理、薬学の面から治療効果が発表されている。

からWHO（世界保健機構）及び国際らしい会議においては、日本の隔離政策は否定されていたが、日本だけがなぜ人権侵害の強制隔離政策が継続されてきたのか、今後の真相究明の中で明らかにされなければならぬ。

現在全国13施設の療養所には、4400余りの入所者が療養生活を余儀なくされており、その平均年齢は74歳を超えています。また、死んでもなお家族に迎えられることもなく、故郷に帰ることもできず無念の思いでそれが療養所の納骨堂にひつそりと眠っている先輩の遺骨は2300を超えています。愛生園では、320を超える遺骨が安置され、その半数近くは親から授かった名前ではなく、園内名のままである。偏見・差別、人権侵害の事実を物語っている悲しい実態である。

（昭和24）年においても、無らい県運動が実施され、新憲法下において



日本におけるハンセン病の歴史

日本のハンセン病対策は、1907年（明治40年）、法律第十一号「癡

予防法二関スル權」として制定され

たが、公衆衛生の点からよりも、文

明國を目指す日本としては、不名誉

である、恥辱、国辱として浮浪して

いる患者を強制収容隔離の色彩の強

いものとして制定された。全国で五

か所、青森、東京、大阪、香川、熊

本にそれぞれ府県立として、200

0人収容方針であった。

戦争でエスカレート

1931年（昭和6年）、「らい予

防法」が制定され、ハンセン病を根

絶するためには、すべての患者を強

制収容し、感染源を断つ国策路線が

確定した。日中戦争、さらに太平洋

戦争へとエスカレートし、戦時体制

が強化され、国粹主義などの高揚の

なかで、大和民族の純血を汚す者な

どとして、無らい県運動が愛知、鳥

取、山口、岡山などを先駆けに各県

で祖国浄化の美名のもと患者の強制

隔離、患者あぶり出しが強行され、

た、恐ろしい病気、伝染病という誤った偏見・差別を国として意識的に行ない、それは、戦後の1949

も人格権、将来的な人権をも否定するものである。

苦役を強要

強制収容した患者に對しては、相互扶助などの美名のもと、定員以上の患者を収容し、予算不足と

戦時体制の中で、自給自足体制を余儀なくされ、強制労働などによ

る過労と栄養不足、低医療のため特に長島愛生園においては、19

45（昭和20）年には332人

が一年間に死亡し、入所者の22

5%にも上り、地獄の様相を呈

していたといえる。

隔離不要が国際常識に

戦後、日本も東大石館守三教授

により、プロミンの合成に成功し、治る病気となり、国際的には、

外来診療の促進、隔離は必要ない

こと、患者の社会復帰援助など隔

離より治療を中心進めることと

した動きが進められ、特に195

6（昭和31）年、ローマでのマ

ルタ騎士会による「らい患者の保

護及び社会復帰に関する国際会

議」において、らいは低い伝染病

であり、医療により左右される

疾病であること、差別的な法律は

撤廃すべきであり、偏見と迷信を

取り去るための広報宣伝、社会復

帰に必要な援助を与えることなど

が決議されている。

なぜ日本だけが隔離継続を

日本はこれらの国際的な動きに

全く耳を貸さず、1953年、旧

らい予防法の根幹を引き継ぎ強制

引き継ぐ「らい予防法」が患者の必死な反対運動にもかかわらず決定。ローマ会議の2年後、東京で国際らしい会議が開催され、ローマ会議を踏まえたを踏まえた決議が

なされたとともに、日本の隔離政

策は批判されたが、「らい予防法」を改廃する動きはなく患者撲滅政

策が続行された。

断種の強要

さらに1948（昭和23）年、

優生保護法が成立し、ハンセン病患者に対する優生手術が容認され

ているが、戦時下の1940年に

国民優生法案が上程され、患者に

対する優生手術については不成立

に終わっていたにもかかわらず、

新憲法公布後の1948年に十分

な審議もなされず国会を通過させ

していることは、国民防衛を前提と

した患者撲滅政策がそのまま継続

されたり、当時の光田健輔愛生園

長を始めとする各所長の強制隔離

収容の意見だけが取り上げられて

いると考えられる。実質的には、法

律がなくとも1915年から所内

の結婚を前提に断種手術は非合法

で実施されている。

奪われた尊厳

私は、1958（昭和33）年所内結

婚し、中絶手術を受けさせられた。この行

為は、身体と共に心に深い傷を今も抱き、

その傷は年齢と共に深くなっているし、

人間としての尊厳を奪われた実態の一つ

から長島愛生園に収容された。戦後の無

らい県運動が進められており、徹底的な患者隔離収容政策が大々的に進められ、私が歩いたプラットホームを後ろから完

全防備した衛生課職員により白くなるほど消毒され、特別仕立て「らい患者専用、

一般乗客禁止」と貼り紙された客車に見せられ、周囲の乗客は当初興味の目で見ていた人々はやがて恐怖に変わっていくのがわかり、私は、その場にいられないよううな屈辱感を味わった。この日の情景は

今でも脳裏に焼き付いて絶対忘れることはありません。これはほとんどの入所者が味わった屈辱であり、社会から完全に排除された一瞬である。

療養所内では、予算、職員の人員も少な

く、施設運営のため患者作業が強制され、重病棟の看護、重度障害者の日常生活介

助を始め、給食調理、配食、洗濯、木工、土木、裁縫、屎尿くみ取り、火葬業務など

制度として軽症患者に強要され、病状を悪化させたものも少なくない。そのため

に重度の二次障害を抱える結果を生んで

いる。

家族・親戚に及ぶ人権侵害

私は、1958（昭和33）年所内結

婚し、中絶手術を受けさせられた。この行

為は、身体と共に心に深い傷を今も抱き、

その傷は年齢と共に深くなっているし、

人間としての尊厳を奪われた実態の一つ

でもある。

収容されて10年ぐらいたから、兄嫁から初めて手紙が届けられた。その文面は、私が長い患者であるという理由で妹の縁談話が壊れ困っていると、私をなじる内容のものでした。また、両親の死

に対しても、それぞれ、初七日の法要が過ぎてから初めて知らされた状態であり、偏見・差別、人権侵害の事実を物語っている悲しい実態でもある。

私の歩いた道

私は、これらの状況の中で、1

949（昭和24）年3月愛知県

手帳を取得しなければ対象にならないと勝手にかえたため身障手帳該当者でなければ対象外となってしまった。そのような制限が広島市長の権限の範囲かどうか問題だ。また、基本的には障害者の概念規定も論議になつていこう。障害者というものはどういう者がどういうことをつめていかないといけない。国民年金法の1、2級に該当する人が障害者医療の対象となるというのは全国で230市町村ぐらいある。県でも、山形県、山梨県、山口県が該当している。国保連合会の調査でも広島市のような手帳を前提として国民年金1、2級該当を求めているところはない。広島市も条例ではなく施行規則で勝手に平成元年にかえたというのが問題ではないか。

第2分科会 生活保護争訟



ホームレス街頭相談会について、市
の消極性・保証人確保の困難性等の
問題や、保健所・建築家・職安等との
連携が必要であるなどといった
様々な課題が提示されました。

設への入所につなげる（実績数人）と、已決定権の尊重（第5条）、現金保有の手順が行われており、うち1人（第12条）、失業・稼働能力の問題はすでにアパート入居までこぎ着け（第14条）、助言請求権・担当ワーカー変更権（第17条・18条）、生た。しかしながら、現状は、依然として名古屋市だけでも130人以上の人（第33条）、資産調査手続の明確化が野宿を強いるられており、藤井氏は、（第46条）、社会扶助審議会の新設

その次に「野宿者・失業者のたたかい」と題し、林訴訟を支える会の藤井克彦さんから、林訴訟の成果と、林

訴訟が生活保護の現場に与えた影響などについての報告がありました

残念ながら最高裁は、法4条1項における稼働能力の活用についての解釈や、補足性要件と最低生活保障と

の関係、能力不活用論の立証責任等の問い合わせにはいずれも答えず、三行り

半の判決を出してしまいましたが

いう理由だけで生活保護の申請を拒むことは違法であるといふことが判

会的に明らかになつたことは大きな成果であり、運動への大きな動ま

結果であり、運動への大きな励ましになつたとのことでした。

藤井さんからは、続いて、愛知県における最近の審査請求の状況について

ても報告がありました。保護廃止の理由が当初の「病院退院」から審査請求

求時には「居住実体不明」という理由に差し替えられていたケース（再審）

審査請求の結果原処分取消裁判決がな

されたケース、さらには、処分庁の裁
判能力不活用の認定は不当であると

して、原処分が取り消されたケースなどの報告がありました。併せて、各

古屋市の取り組みとして、就職が決

て、とりあえずは一事保護所から通
ってもらい、その後こ宿泊提供を

第三分科会「医療保険と介護保険 真の医療保障、介護保障を求めて」報告

が進められようとしているのに対し、広島市生健会は、保険料滞納者に對し機械的に国保証を取り上げないと、いう運動を起こしており、減免の制度についてわかりやすく市民に周知するなど申し入れを行つた。減免の制度について国保滞納者の一割位しか実際行つておらず、減免制度を利用すれば資格証明書の発行に至らないケースがたくさんあり、会としても減免制度について取り組みを行つてること等について報告があつた。

二番目に広島市における介護保険の実態と改善運動について、介護保障を求めるひろしまの会の相良弁護士より報告があつた。これまで生活保護を受けているボーダーライン層や最低生活費以下で生活していた人、また破産・倒産などで国保料とともに介護保険料が滞納になつた場合、今後介護保険のサービスが受けられなくなる危険が出てくる。広島において介護保険料現在のところ9.8・8%が納付しているが実際年金からの特別徴収が多いので納付させられているといえる。介護保険料滞納者に対する罰則が本年10月から本格的に適用される。かつて介護保険の制度設立に携わっていた岡光事務次官は生活保護があるから介護保険料を払えなくなつてもいいんだといつていた。しかし生活保護の申請には水際作戦や資産を使つてからでなければ受けられない等制約がある。40歳未満では全く関係がないこと40歳から64歳までは医療保険と一緒に納付する仕組みとなつており払つている意識が持ちにくいことから介護保険料の滞納に対する罰則に対しても世論が盛り上がりがない。介護保険法自体を廃止

にしたいと考えているが、そこまでいかなくとも抜本的改革をする必要があるとのことであつた。

二番目に介護保険料不服審査請求か



生活保護審査請求勝利！～しかし申請時手持金の認定に疑問～

岡山生活と健康を守る会 中列伸紀

かし申請時手持金の認定に疑問～岡山県井原市による生活保護申請は92人が集団で不服審査請求を行つた。不服審査請求は棄却されたため、本年5月大阪地裁に行政訴訟を起こした。訴状には第一に保険料額が無収入者と高所得者の格差がわずか3倍という極めて不平等で憲法14条平等原則違反であること。第二に退職後の生活を保障している年金から保険料を天引きすることは年金受給権と生存権を脅かすものであることが判明した。その合計額は四万六千円（Fさん名義一〇三九円、孫名義四万五三一六円）。Fさん名義の口座は児童扶養手当や給料の受け取り口座であったが、孫名義の『車の保有』を挙げたことは誤りとした。今後とも介護保険料をなくすため世論を巻き込んだ運動を進めていく。

このあと、活発に議論されたが、その内容は紙幅の関係上残念ながら省略する。

井原市は、手持金が最低生活費を上回っていること、自動車を所有していること、の二点を処分理由に二月二日付でFさんの保護申請を却下しきことで、審査請求の目的は達成した。

③ Fさんと生活と健康を守る会は

井原市に処分の撤回を求めたが、応じないため、二月二六日付で岡山県知事に対して、●理由付記の不備、●三点に争点を設定して審査請求を行つた。

手持金の認定の誤り、●自動車の保有を却下理由にしたことの誤り、の二点に争点を設定して審査請求を行つた。

また、井原市が弁明書に添付して提示下処分に対する審査請求に取り組み、処分取り消しの裁決を得ることところ、井原市は最低生活費の算定がきました。結果オーライなのでの際に、医療費、通院移送費、通勤交通費等の必要な費用を認めていました。以下、その概要を報告します。

（1）事案の概要

① Fさんは、広島県に隣接する岡山県井原市で中学生の孫と一人暮らし。最低生活費や収入の認定の誤りが多かった。訴状には第一に保険料額が無収入者と高所得者の格差がわずか3倍という極めて不平等で憲法14条平等原則違反であること。第二に退職後の生活を保障している年金から保険料を天引きすることは年金受給権と生存権を脅かすものであることが判明した。その合計額は四万六千円（Fさん名義一〇三九円、孫名義四万五三一六円）。Fさん名義の口座は児童扶養手当や給料の受け取り口座であったが、孫名義の『車の保有』を挙げたことは誤りとした。今後とも介護保険料をなくすため世論を巻き込んだ運動を進めた。

井原市の杜撰な最低生活費の算定

井原市は、手持金が最低生活費を上回っていること、自動車を所有していることだけで保護の要件を欠くとした認定がすべて否定されたことは喜ぶべきことで、審査請求の目的は達成できた。お忙しい中、丁寧な対応をしてくださった生保裁判連事務局の皆

私たちとしては、手持金は「保護開始時の程度の決定の際には最低生活費の二分の一までは認定しない」との主張を認めさせて処分の取り消しを勝ち取りたかったのである。ところが、残念ながら岡山県はこれらは、保護の要否が決定された後の「保護開始時の程度の決定の際の配慮」とされてはいる。しかし、Fさんらの申請時の手持金はそれ以前の収入の残金なのであり、それを全額収入認定して今後見込まれる収入と合算することは二重の認定に他ならぬにのではなかろうか。

本件について生保裁判連事務局に検討を依頼したところ、「岡山県知事の裁決は実施要領の扱いとしてはそのとおり」としつつも「生活が連續しているのに要否判定と決定の際の収入認定を厳格に区分する実施要領の考え方には無理がある。資産と収入を異なる概念でとらえながら、資産活用について手持現金（預金）の扱いを明確に位置づけていない点を改善させる必要がある」との回答をいただき、さらには東京都の運用の資料まで送つていただいた。生保裁判連の皆さんのおかげで、私たちの主張が正しいと確信をもつことができました。お忙しい中、丁寧な対応をしてくださった生保裁判連事務局の皆

さんには心から感謝申し上げたい。

(3) 今後の課題

さて、手持金の認定について改善の

あつた一九九九年以降少なくない自治体で要否判定の際に手持金から最低生活費の二分の一を控除して認定しているとのことである。実際に広島市でも福山市でも同様の扱いとなつてゐる。また、東京都では、手持金から世帯の定期的な収入の推定残額をのぞいて要否

半定の陰の收入としているよ」とある。
少なくとも、現在行われているこういう
現場での粘り強い対応が必要であろう。
そして、要否判定における手持金の扱
いを実施要領において改善させる取り
組みをすすめなければならない。

そもそも、「程度の決定の際」の手持
金の扱いが改善されたきっかけは、二
九九六年一二月の総務庁行政監察局に
よる「生活保護に関する行政監察」の結
果に基づいて講じられた措置とのこと
である（『生活保護に関する行政監察改
善措置状況調査報告書』二頁 平成二
二年一二月総務省行政監察局発行）。こ
の勧告を行つた総務庁の意図等も確
認・検討する必要があるかも知れない。



浜松元野宿者生活保護廃止事件の概要

ライバシー侵害さえ行つたのである。こうした浜松市福祉事務所の重ね重ねの違法行為の背景には、生活保護受給者とりわけ、野宿者に対する差別

わしくない駐輪場などという場所
野宿を強いられているのは、浜松市
が憲法・生活保護法で義務付けら

する運用を証明するものもある。

野宿状態から何とか脱し、何とか就労して自立した生活を行おうと日々必死に努力していたAさんらにたいして、浜松市福祉事務所は3ヶ月以内にフルタイムの仕事に就労せよとの指示をだし、結果として就労できなかつたことを理由に保護の廢

放されており、誰もが自由に使うこと
が出来るものであつた。ところが、9
月5日、突然浜松市役所土木管理課が
田町駐輪場に「警告書」および「駐輪

であると訴えた。

ている。こうした現状はまさに福祉事務所の差別的かつ違法な法運用を証明するものである。

ていたにも関わらず、就労といふ結果をあげることが出来なかつたとの理由で保護廃止処分を行うのは、失業していること自体が怠け者の証拠であるといわんばかりの差別的処遇である。Aさんらに対する浜松市福

〔警告書〕には、「田町駐輪場で寝起きしている方は直ちに退去するとともに所有荷物を撤去するよう警告します」と記載されており、また「駐輪場利用

い、福祉事務所からアパートの紹
を受けてアパートに入居し、保護
開始された。(この申請は決して順
に行われたものではありませんで

再三要求してきた。だからこそ、保護を勝ち取り野宿から脱出することができたのである。

あるというだけでなく、極めて差別的なものであるといわざるをえない。Aさんはなかまたち同士で相談し、また支援者たちの協力を得ながら、こうした浜松市福祉事務所の違法不當な保護廃止処分に対し行政不服審査請求を行つた。裁決は、保護廃止決定通知書における付記理由不備など処分理由の不明、を理由に処分

で、「注意ください」と記載されていました。

約を破るつもりかと課長に聞いた
し、ようやく申請にいたつた。し
し、その後申請書の申請日（9月
8日または19日）の日付をアバ

アパートにも入居できず、保護費ももらえないまま野宿を強いられている状態から、審査請求人は職業安定所に通い、何か仕事に就こう

の取消を行つた。しかし、浜松市福祉事務所は自己が行つた処分が違法であるとの理由で取消裁決を受けたにもかかわらず、Aさんら審査請求人に対する謝罪も一切行はず、決定

えない駄轍場で寝ていた人々に文して、ようやく見つけた寝場所からさき強制的に立ち退きを迫るというのは非道極まりないものである。

ことが判明し、公文書偽造で告発
るぞと訴え、ようやく実際の申請
から遡及して保護開始となつた。

と必死に取扱しを行っている（詳報参照）。しかし残念ながら浜松市福祉事務所も静岡県もこの事実を知りながら、その努力を評価しよう

人に丸めて詰めも一切行われず、決して通知書の付記理由を書き直しただけで再度保護廃止処分をおこなつた。しかも、あろうことか記者会見を開きその場でAさんらに対する保護廢止決定通知書の写しを、本人のことわりもなく配布するという重大なプロセスだ。

陽より荷物撤去を止めることに同意した。審査請求人らを含め、駐輪場で野宿していた人々は田町駐輪場自治会を結成し、そもそも人が寝るのにふさ

異なつていた。それは、居宅がな
と保護を行わないという浜松市福
事務所（あるいは静岡県）の野宿
に対する差別的で生活保護法に違

見ゆえである。
2、保護開始後から廃止決定まで
　保護申請後ただちに審査請求人
　とは、序旨のまゝうつての状態

せよという福祉事務所の理不尽な指示にさえ必死で応えようと、またそれ以上に自立を望む意欲ゆえに、求職活動に取り組みつづけた。アパートに入居し保護が開始された後、審査請求人の一人は就職の内定をとるにまで至つている（ただ残念ながら、本人が健康を害したため、正式採用には至らなかつた）。また、一人は野宿をしていたときから行つてきた週1日の日雇労働に継続して就いている。

しかし、浜松市福祉事務所はこのような審査請求人らの求職活動、就労の実績を全く評価せず、一向に就労しようとしないなどと事実に反する評価を下した。そして、12月27日付けの指示書なるもので「自立に向けて早急（3ヶ月以内）に就労を開始すること。ただし、就労先是147時間／月（7時間／日、21日／月）の就労が出来るところを目標とすること。」と命じた。

この指示は、明らかに違法・不当なものである。第1に、実際に就労することを命じたもので、求職活動の努力を行つて、年齢、資格などの条件や電話が無いなどの不利な条件が重なつて、審査請求人らは、そもそもハンデを負つており、フルタイム

なる恐怖がどうのようなものであ

るかを審査請求人は十二分に経験して

いた。そのため、担当職員の言葉に非常

にショックを受け、同日から夜も寝ら

れない状態が続いた。その点について

は3月26日付け弁明書に審査請求人

が記したとおりである。しかし、処分

の指示が行われたこともあり、それ以

ては、アルバイトやパートの仕事も探

しだが、必死で求職活動を行つた。

しかしながら、浜松市福祉事務所は

間に、求職活動を続けながら、短期の

業務していること 자체が怠け者の証

は、失業者に対する差別と偏見を

如実に示すものもある。浜松事

務所が、生活保護受給者とりわけ元野宿者に対する差別と偏見に

囚われているからである。また失

業していること自体が怠け者の証

は、失業者に対する差別と偏見を

行政に対する闘いである。

Aさんら3人は浜松市福祉事務

所の非道な保護廃止処分に対し

て、保護廃止処分の取消を

求めた。静岡県は3人の請求

に對して、保護廃止処分の取消を

裁決した。取消理由は主に保護廃

止処分決定通知書における付記理

由が不備であり、処分の理由が不

明である。しかし、浜松市福祉事務

所も就労せよとの指示書を出して

いたのである。これは浜松市福祉事務

所が驚くべきほど法に無知か、違法

を承知の上でたらめな行政を行つ

ている。

その後、審査請求人は保護廃止が決

定したと一方的に通告されて、4月か

ら家賃が払えず、また野宿になつてしまふのではないかとの恐怖におそれられ

た。野宿生活がいかに過酷であり、再び

浪費するだけのトレーニングを命ず

るおろかなトレーナーのようなもの

である。

これに對して、再度Aさんらが抗議し、通知も出さずに廃止はできな

いはずだ、廃止理由を明らかにしろ

ところが驚くべきことに浜松市

福祉事務所は再度、通知書の付記

と繼續を訴えると、ついにT課長は

通知書を作つてきた。その廃止理由

は「法第4条1項・法第62条3項適

用による」であった。

この後、行政不服審査過程のなか

でも、浜松市福祉事務所は廃止処分

のものは適法であると認められた

手続的違法を理由に処分取消裁決

を取り消すことは出来ないと明言し

ており、また裁決後も処分そのも

のの中身にも問題があることをマ

スコミにもらしている。

この後、行政不服審査過程のなか

でも、浜松市福祉事務所は廃止処分